

委員会提出議案第3号

農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年9月26日

提出者 建設経済常任委員長 松原 壯典

## 農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

道路特定財源に係る平成21年度税制改正によって、軽油引取税を目的税から普通税に転換したことにより、農林漁業用軽油に係る免税措置は、3年間の経過措置を経て、平成23年度末をもって廃止することとされた。

また、農林漁業用A重油についても、平成23年度租税特別措置法改正により、本年度末で石油石炭税の免税・還付措置が廃止されることとなっている。

農林漁業においては、コストに占める燃料費のウェイトが極めて大きく、かねてから燃油価格の高騰が継続している上、米価、木材価格及び魚価の低迷の中で収入面においても厳しい状況にあり、農林漁業経営は深刻な事態に陥っている。このような中、軽油引取税の免税措置が廃止されると農林漁業経営は一段と圧迫され、農林漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

よって、国におかれては、消費者に対する農林水産物の安定供給と農林漁業者の経営安定を図るため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

### 記

- 1 農林漁業用燃料に係る軽油引取税の免税措置について、継続すること。
- 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について、継続すること。
- 3 地球温暖化対策のための税については、農林漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講ずること。特に、燃油への課税については、油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月 日

香川県さぬき市議会

### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
農林水産大臣、環境大臣

委員会提出議案第4号

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部を改正する議案

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年9月26日

提出者 議会運営委員長 多田泰宏

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部を改正する議案

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項（平成22年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の1項を加える。

- 6 市の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及び当該訴えの提起に係る事件の和解に関すること（第1項に規定するものを除く。）。